

令和 2 年 4 月 23 日  
沖縄県子ども生活福祉部  
青少年・子ども家庭課

ひとり親家庭等日常生活支援事業  
利用者及び家庭生活支援員の皆様へ

ひとり親家庭等日常生活支援事業における  
新型コロナウイルス感染症対策について

この度、非常事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを踏まえ、沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者及び家庭生活支援員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の為に以下のことに御協力ください。

1. 事業を利用されるお子さま、支援を行う家庭生活支援員は、毎日の検温をお願いします。
2. 派遣利用を希望される家庭の世帯員に発熱（37.5℃以上）や咳等の呼吸器症状がある場合には、家庭支援員の派遣をお断りいたします。
3. 支援を行う家庭生活支援員の世帯員に発熱（37.5℃以上）や咳等の呼吸器症状がある場合には、支援をお断りいたします。
4. 家庭生活支援員及び事業を利用する保護者間で、感染のリスクについて十分に把握したうえで支援の依頼、受入れを検討するようお願いします。
5. 事業利用後2週間以内に世帯員が新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受けた場合には、速やかに沖縄県母子寡婦福祉連合会（098-887-4099）へご報告ください。
6. 家庭生活支援員は支援後2週間以内に本人及び世帯員が新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受けた場合には、速やかに沖縄県母子寡婦福祉連合会（098-887-4099）へご報告ください。

以上、感染拡大防止のための対応となりますので、ご理解くださいますようお願い致します。